

所については、福祉行政報告例 (http://www.dobts.mhlw.go.jp/IPPAN/ippan/scm_k_1chiran) や児童相談所の体制整備状況調査などの定例調査において、一時保護所の職員数や一時保護日数などのデータを把握している。

これを踏まえ、心理療法担当職員について、従来各県1か所に配置していたものを全施設に拡大した。さらに、恒常的に定員を超過して保護している一時保護施設が見られるほか、幼児と中高生、被虐待児と非行児を同じ場所でケアするような事態が生じていたことから、各自治体に対して、次世代育成支援対策施設整備交付金の活用も含め、遅くとも21年度までに定員不足状態を解消するための改善計画「一時保護施設等緊急整備計画」の策定を求めている。

婦人相談所による一時保護についても、福祉行政報告例や婦人保護事業実施状況報告^{*8}などにおいてデータを把握しており、平成19年度においては、同伴児童ケアを推進するため、すべての婦人相談所一時保護所に同伴児童のケアを行う指導員を配置し、また、一時保護所退所後の自立支援を推進するため、身元保証人を確保するための「身元保証人確保対策事業」を創設した。

平成20年度においては、婦人保護施設や民間シェルターなどに一時保護委託する場合の委託費について増額を行い、引き続き、調査結果を踏まえながら、有効な施策を実施し、児童虐待や配偶者からの暴力の被害者に関する施策の充実を図っていく。

児童虐待・配偶者等からの暴力(DV)の早期発見のための医療施設における取組の促進

厚生労働省において、医療施設における児童虐待や配偶者等からの暴力(DV)の早期発見のための取組を促進するため、平成19年3月に各都道府県・関係団体あてに「児童虐待・配偶者等からの暴力(DV)の早期発見のための取組の促進について」(通知)を发出し、医療関係者が、児童虐待の早期発見に努めること、配偶者からの暴力によって負傷したか疾病にかかったものの発見・通報に積極的な対応が求められていることについて周知徹底を図り、引き続き医療施設における取組の促進を図っている。

また、配偶者からの暴力の被害を受けた女性の保護に関する医療施設における研修に補助を行っており、医療関係機関に対し、積極的な受講を求めている。

《基本計画において、「法律所定の検討時期等に併せて施策を実施する」とされたもの》

一時保護所の環境改善等

厚生労働省において、「子ども・子育て応援プラン」(http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/12/h1224_4c.html)に基づき、虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇を改善し、個別対応を促進するべく、次世代育成支援対策施設整備交付金の活用を含め、児童相談所一時保護所の環境改善を行っている(34都道府県・政令指定都市(平成20年4月1日現在))。

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等(基本法第19条関係)

《基本計画策定以前からの施策で、基本計画策定後も引き続き実施するもの》

交通事故捜査過程における被害者の負担軽減

警察において、軽傷交通事故に係る捜査書

(* 8) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ。

類の簡略化として、簡約特例書式を導入し、供述調書の作成時間などの短縮を図っている。

また、事情聴取などに係る拘束時間の軽減を図るため、交通事故自動記録装置による科学的な捜査を実施している。同装置は、これまで、全国に775基（平成20年3月末現在）設置されている。

さらに、捜査過程における交通事故被害者等の二次的被害の防止・軽減を図るために、各都道府県警察本部の交通事故捜査担当課に被害者連絡調整官を設置し、被害者連絡を的確に実施するとともに、交通事故被害者等の心情に配慮した適切な対応がなされるよう教育を強化している。

性犯罪捜査指導官等の設置

警察において、性犯罪被害者の精神的負担の軽減、性犯罪被害の潜在化の防止を図るため、性犯罪捜査指導官などの設置を推進している。

性犯罪の被害者は、精神的なショック、しゅう恥心から、警察に対する被害申告をためらうことも多く、また、捜査の過程における性犯罪被害者に対する警察官の言動などによっては、当該被害者に二次被害を与えかねず、そのことが被害の潜在化、ひいてはこうした潜在化が同様な被害を拡大させる要因ともなりかねないものとなっている。

全国の都道府県警察本部において、性犯罪捜査担当課への性犯罪捜査指導官の設置、同課の性犯罪捜査指導係への女性警察官の配置を図ることなどにより、性犯罪捜査に関する指導体制の拡充を行っている。

全国の都道府県警察本部の性犯罪捜査担当課において、性犯罪捜査指導官を設置しており、全国の性犯罪捜査指導係員は285名、うち女性警察官は127名である（平成20年4月現在）。

今後も、性犯罪捜査指導係への女性警察官の配置の拡充などを指示するなど、引き続き、本施策の推進について指導するとともに

に、性犯罪捜査指導体制の把握に努める。

性犯罪捜査証拠採取セット・性犯罪被害者捜査用ダミー人形の整備

全国の都道府県警察において、性犯罪事件の認知後、証拠採取を行うに当たって、犯罪被害者等の精神的負担を軽減するため、証拠採取に必要な用具や当該被害者の衣類を預かる際の着替えなどをまとめた性犯罪捜査証拠採取キットを平成20年4月現在、全国で2,355セット保有している。

また、性犯罪事件の被害状況の再現を行う際、犯罪被害者等の精神的負担を軽減するため、当該被害者の代わりとして使用する性犯罪被害者捜査用ダミー人形を平成20年4月現在、全国で1,693体整備している。

産婦人科医師会とのネットワーク構築

全国の都道府県警察において、事件発生時における迅速・適切な診断・治療、証拠採取や女性医師による診断などを行うため、産婦人科医師会とのネットワークを構築し、具体的支援を受けるための連携対策の強化などを行う。適正かつ円滑な性犯罪捜査を推進している。

診断書料、検案書料、初診料の支給

警察において、身体犯被害者の刑事手続における負担の軽減のため、被害に係る診断書料、死体検案書料、初診料の費用を援助している（身体犯被害者の刑事手続における負担の軽減に要する経費（国庫補助金）：平成19年度 43百万円、20年度 43百万円）。

犯罪被害者支援活動用携帯電話の整備

警察において、事件発生直後から大きな精神的被害を受けている犯罪被害者等と支援を担当する警察職員とが円滑かつ緊急に連絡することができるよう、被害者支援活動用の携帯電話を活用している。

被害類型別教養ビデオの制作

警察庁において、犯罪被害者等の心情に十分に配慮した警察活動の一層の徹底を図るため、職員教育用ビデオを平成13年度から年1本ずつ制作し、各都道府県警察に配付している。19年度においても、新たな職員教育用ビデオを制作し、各都道府県警察に配付して職員の被害者対策の教育に役立てている。

公判手続の優先傍聴

「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」に基づき、犯罪被害者等が刑事事件の公判手続を優先的に傍聴できる制度が実施されている。

児童相談所及び婦人相談所等の職員への研修実施

厚生労働省において、児童相談所職員などへの研修（P95 「虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実」参照）の支援を行っている。また、都道府県においては、婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、福祉事務所、民間団体などで配偶者からの暴力被害者などの支援を行う職員を対象に、専門研修を実施している。

海上保安官に対する人権に関する研修の実施

海上保安庁において、基本的人権を尊重した適正な職務執行ができるようにするため、海上保安学校などにおいて、犯罪被害者の人権に関する教育を行っている。

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

職員等に対する研修の充実等

警察において、各級警察学校・職場における研修の充実を図っている（P94 「警察における被害者支援に携わる職員等への研修の充実」参照）。

法務省において、矯正施設・更生保護官署

における研修の充実を図っている（P68 「矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する研修等の充実」参照）。

検察庁においては、各種研修や会通を通じるなどして、検察幹部が犯罪被害者等の心情などに理解を深めるとともに、市民感覚を失ったり独善に陥ることのないよう努めている。また、検察官に市民感覚を学ばせるため、犯罪被害者支援団体などの公益的活動を行う民間団体や民間企業に一定期間派遣する研修や、被害者支援員を対象とする研修において、犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演・討議などを実施するなどし、職員の対応の改善に努めている。

また、検察官などの研修において、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点などを熟知した専門家を講師とする講義を実施し、児童や女性の犯罪被害者等への配慮に関する研修の充実を図っている。副検事を含む検察官などに対する研修では、交通事故の留意点などを熟知した専門家などによる講義を行うとともに、交通事故の被害者・被害者遺族の立場などへの理解を深めるための機会を設けるなど、交通事故をテーマとした講義科目を設け、交通事故に関する講義の充実を図っている。

厚生労働省において、看護教育の充実、民生委員に対する指導、公的シェルターにおける対応に関する研修などを行っている。

平成18年3月から、「看護基礎教育の充実に関する検討会」を開催し、看護基礎教育の更なる充実を図ることを目的に国民の看護ニーズに的確に答えられる看護職員の養成の在り方について検討し、19年4月に報告書が取りまとめられた（「看護基礎教育の充実に関する検討会」報告書：http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/04/s0420_13.html）。今後、報告書を踏まえたカリキュラム改正などを行い、国民の看護ニーズに的確に答えられる看護職員を養成していく。

平成20年3月に開催した「厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議」では、都道府

県などに対し、民生委員に対して守秘義務の徹底を行うとともに研修などを通じてより一層の資質向上が図られるよう助言を行った。また、民生委員の全国組織である「全国民生委員児童委員連合会」では、犯罪被害者等への適切な対応を図るため、機関誌で関係文献を紹介したり、各種研修会で資料を配布したりするなど、民生委員に対し、広報と理解促進を行った。厚生労働省では、引き続き、都道府県などが行う研修への支援を通じて、民生委員の資質向上に努めることとしている。

配偶者からの暴力被害者や人身取引の被害者等を保護する公的シェルターである、各都道府県に設置された婦人相談所において適切な対応を確実にするための職員に関する研修を、毎年、厚生労働省の主催において行うとともに、各都道府県において実施する専門研修や啓発にかかる費用を補助している。

女性警察官等の配置

警察庁において、性犯罪被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するためには、性犯罪被害者の望む性別の警察官によって対応する必要があることなどから、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官などの配置を推進している。

平成20年4月現在、性犯罪事件において、性犯罪被害者から事情聴取などを行う性犯罪指定捜査員として指定された女性警察官などは、全国の都道府県警察において5,832名である。

ビデオリンク等の措置の適切な運用

法務省において、犯罪被害者等の意見をより適切に裁判に反映させるための犯罪被害者等の意見陳述の制度や、証人の証言時の負担・不安を軽減するためのビデオリンクなどの制度の運用について、適切な対応が行われるよう、会議や研修などの様々な機会を通じ

て、検察の現場への周知徹底を図るとともに、施策の実施状況の把握に努めている。また、犯罪被害者等向けパンフレット（P66「刑事の手続等に関する情報提供の充実」参照）にもこれらの制度の情報を掲載している。

平成19年1月から20年4月までの間に、証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の延べ数は95件、証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の延べ数は1,531件、ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の延べ数は290件であった^{*9}。

警察における犯罪被害者等のための施設の改善

警察において、犯罪被害者等が安心して事情聴取に依りられるようにするため、その心情に配慮し、応接セットを備えたり、照明や内装を改善した部屋を利用できるようにするなどして、全都道府県の全警察署に「被害者用事情聴取室」を整備している。

また、犯罪被害者等は、警察署や交番などに立ち入ること自体に抵抗を感じる場合があることから、機動的に犯罪被害者等の指定する場所に赴くことができ、犯罪被害者等のプライバシー保護などに配慮しながら必要な事情聴取や実況見分などを行えるよう、移動式被害者用事情聴取室ともいえる「被害者支援用車両」を導入して、犯罪被害者等からの相談や届出の受理、事情聴取などに活用している。平成19年度には、同車両を前年度と同じく58台増強整備した（「被害者支援用車両」の整備（国費）：19年度 115百万円、20年度 115百万円）。さらに、県施設、ホテル、大学などの警察施設以外の相談会場の借上げも行っている（警察施設外の相談会場借上げ（国庫補助金）：19年度 14百万円、20年度 14百万円）。

（*9）最高裁判所事務総局の資料による。

検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置

法務省において、被疑者などの事件関係者と顔を合わせたくないという犯罪被害者等の心情への配慮と精神的負担の軽減のため、平成19年度に新営された検察庁1庁舎に被害者専用待合室を設置した。20年度中に建て替えが完了する見込みの検察庁3庁舎についても、被害者専用待合室を設置することとしており、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所などを勘案しつつ、今後も被害者専用待合室の設置について検討していく。

被害者支援用車両内での事情聴取



犯罪被害者等専用の事情聴取室



提供：警察庁

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む）》

職員等に対する研修の充実等

厚生労働省において、犯罪被害者等の治

療、保護などを行う施設の職員などの研修の充実を図る方向での検討を実施している。

これまで、「PTSD対策専門研修会」に医師、コ・メディカルなどを対象としたアドバンスコースを設けており、さらに平成19年度から、「思春期精神保健対策専門研修会」にコ・メディカルを対象としたアドバンスコースを設けている。

平成17年度から、厚生労働科学研究で「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を3年計画で行っており、これらの研究を踏まえて研修内容の改善などを今後検討していく（P46頁「重度のPTSD等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策の検討及び実施、犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の検討」参照）。

また、国立精神・神経センター精神保健研究所においては、平成19年1月、精神科医療機関、精神保健福祉センター、保健所に勤務する医療従事者に対し、犯罪被害者等への適切な対応を行うために必要な基本的知識と初期対応の修得を目的とし、第1回「犯罪被害者メンタルケア研修」を実施し、20年1月には第2回を実施した。同研修は、基本法・基本計画における精神医療の役割、犯罪被害者等の現状と支援、犯罪被害者への初期対応（心理教育など）といった内容からなる、3日間の研修であり、28名の医療従事者が参加した。

民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入

法務省において、平成19年3月13日、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（同年6月20日成立、同月27日公布。）。

これにより、「民事訴訟法」が一部改正され、民事訴訟において、犯罪被害者等を証人などとして尋問する場合に、遮へい、ビデオ

リンク、付添いの各措置をとることが認められた（平成20年4月1日施行）

《基本計画には盛り込まれていないが、基本法・基本計画を踏まえ、平成18年度以降新たに実施しているもの》

女性被害者への配慮

海上保安庁において、性犯罪などに係る女性被害者の捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するために、女性海上保安官による事情聴取や付添いなどを行うこととしている。

COLUMN 4

「私たちの望んだ支援、受けた支援」

酒井 肇
智恵

2001年6月8日、私たちは、最愛の娘、麻希を大阪教育大学教育学部附属池田小学校において発生した児童殺傷事件によって奪われました。同時に私たちは犯罪被害者遺族となりました。私たちの家族が被害に巻き込まれるなど、想像すらしたこともありませんでした。何が起きたのか、これは現実のことなのか、まさに混乱の極みでした。

麻希の死とともに、「すべては終わってしまった」と感じました。しかし、現実社会は、娘を亡くした喪失感と向き合う時間さえ、私たちに与えてくれませんでした。葬儀の準備、警察や検察とのやりとり、群がる報道陣への対応、事件の発生現場である小学校との連絡調整、文部科学省との話し合い、刑事裁判への関わり……。経験したこともない難題が、次から次へと私たち家族に押し寄せました。そして、私たちの生活は一変しました。

「これからどうなっていくのだろう」

私たちは、絶望感と不安感を強く感じ、それでも社会の中で生きていかなければならないとともに、意味があるのかどうかさえわからなくなりました。

1. すべての事を知る

事件後3か月あまりが経過した9月21日、犯人が起訴された翌日に大阪府警によるDNA鑑定を通じて、麻希の最期の様子を知ることができました。

事件の当日の朝、私たちは麻希を学校に送り出し、次に会ったときには、麻希は阪大病院の救急部の処置室に横たわっていました。麻希はすでに心臓マッサージを受けている状態でした。そして、小学校2年生になったばかりの小さな体を4か所も刺されて失血死したという事実だけを突きつけられました。

私たちの場合、麻希に何が起きたのか、すべてを知りたいと思いました。「すべて」とは何か、と問われれば、本当に「すべての事」としか答えられません。事実関係がどんなにづらいものであっても、麻希に関わるありとあらゆることを知りたいと思いました。私たちにとって、子どもが亡くなったという事実以上に、もうつらいことはありません。何を聞いてもどんなことを知っても、子どもが亡くなったという、そのこと以上に衝撃を受けることはありません。ですから、私たちは、情報をすべて開示してほしいと願いました。

「事実を知りたい」という私たちの願いを真摯に受けとめてくれたのでしょうか。大阪府警は校舎に残る血痕を一つひとつ精査してくれました。その結果、麻希は教室の後方出口付近で犯人に刺されたことがわかりました。その後、自力で廊下を50メートルほど移動して力尽きたのです。廊下の壁には3か所、刷毛で書いたような血痕があり、それも麻希のものとなりました。恐らく、時折よろけて廊下の壁に体をこすりながら走ったのでしょうか。麻希が倒れていたところには、血だまりと左右の手形が残っていました。左の手形には、床を引っかいたような跡が残っていました。一歩でも前に逃げようとしていたのだと思います。

DNA鑑定から、私たちは、麻希からの大切なメッセージを受け取ることができました。「生きたい」というたましいの叫びに触れることができました。麻希が最後までがんばって生きようとした事実を知り、私たちの今後の人生、さまざまな活動に、新たな「意味」を見いだ

す契機になりました。

2. 「出会い」と「つながり」

事件翌日、保護者会で事件の対策のために派遣された文部科学省側から、校舎の建て替えを示唆されたことを発端に、事件が起きた校舎の建て替え問題が生まれました。

当然のことながら、私たち遺族は子どもの葬儀などで混乱の真っ只中であり、保護者会が行われていることすら知らされずにいました。子どもたちの被害状況もわからない時期に、いきなり「校舎を取り壊すかもしれない」というのです。もし、取り壊されてしまったら、もう二度と麻希の足取りをたどることができないかも知れないとあせりを感じずにはいられませんでした。

そんな矢先、この問題を扱った「建て替え遺族いやさない」という題目で6月26日の新聞に掲載された常磐大学教授の長井進先生の記事のある遺族から見せてもらいました。

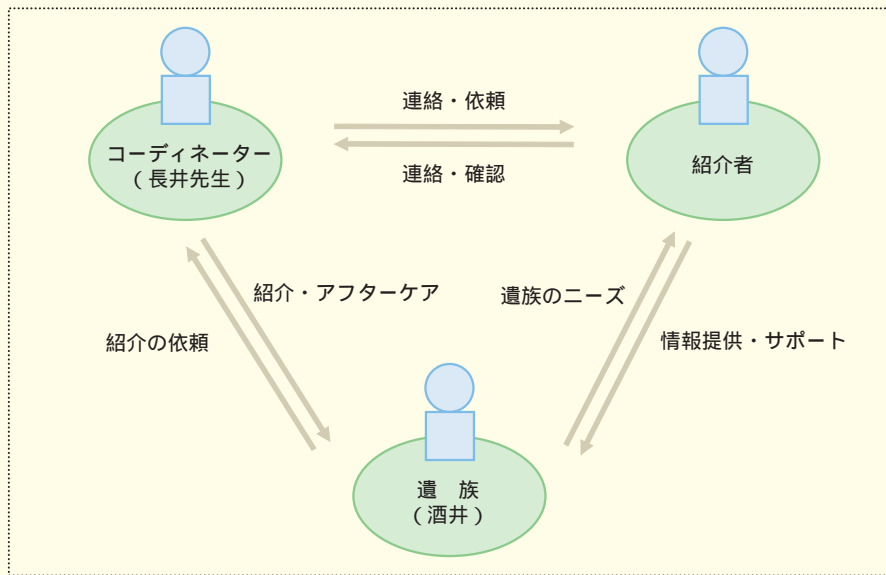
「『事件のあった場所に通うのはかわいそう』という意見があるのは、わかります。でも、理不尽な犯罪で家族も生活も根底から失ってしまった遺族のことを考えてほしい。その体験を思い出させるものが一切なくなってしまったとき、遺族がどんな思いをするか、想像してみてください。……以後略」

平成13年6月26日 朝日新聞(大阪版)より

遺族として、校舎建て替え問題の解決策を見出したいと思い、長井先生に連絡を取ることを考えました。まず常磐大学の代表番号に電話しました。事件から約1か月後のことです。しかし、報道被害や支援者からの二次被害で疲労困憊し、あらゆる人に対して疑心暗鬼になっていたため、いきなり長井先生と電話で話すことに抵抗がありました。どのような人か、何を専門にしている人なのか、まったくわからなかったからです。まず、総務課に、大学の代表メールアドレスを教えてくださいました。そこに長井先生宛てのメールを送ると、長井先生から返信が届きました。このようにして、長井先生とのメールのやり取りが始まりました。最初は校舎問題に関することでのやり取りでしたが、その頃、頭を悩ませていた犯人起訴と厳罰を求める「署名活動」の方法についても、信頼をする気持ちが芽生えてきた長井先生に相談をしました。そして、長井先生の紹介でさまざまな署名活動の経験者からアドバイスをもらうことができました。

このように、校舎問題を取り上げた新聞記事から長井先生を知り、最初は電子メールでやり取りをしながら、校舎問題や署名活動に関するアドバイスを受けるようになりました。長井先生から被害経験をもつ多くの方を紹介してもらい、支援の「つながり」が広がっていきました。

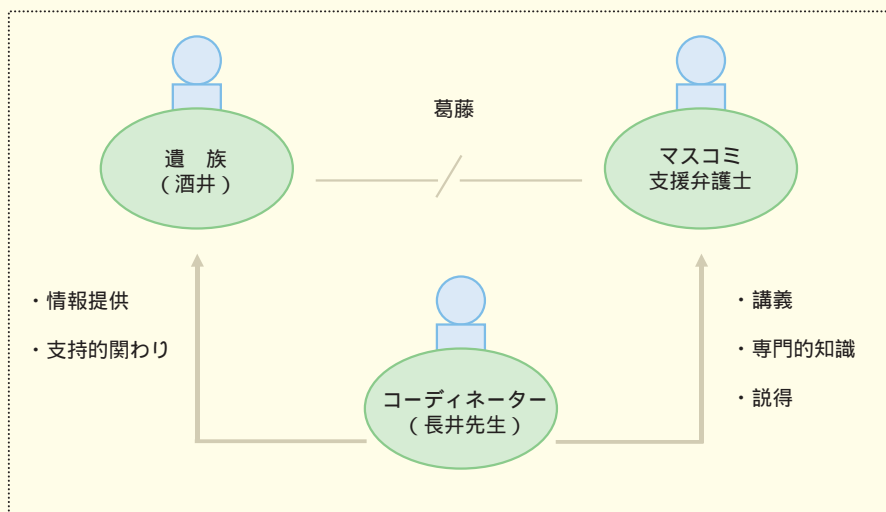
図1 コーディネーターとしての役割



また、私たちは、文部科学省との安全管理の責任の所在に関する交渉の際や、それと並行して行われた刑事裁判と向き合うために弁護士の支援が必要となりました。長井先生に相談すると、長きにわたって犯罪被害者支援に携わってこられた垣添誠雄弁護士を紹介していただき、その後、支援を受けることになりました。すべてが最初からうまくいったわけではありません。長井先生から支援弁護士に私たち犯罪被害者の生活や数々の制約、心理、私たちが弁護士に対して望んでいることなど、被害者支援を行う上で、基本的なことを話してもらいました。ぎくしゃくした関係も改善され、時間と共に信頼関係が生まれました。(図2)

事件直後の報道による二次被害に関してマスコミ関係者に対しても同様、関係の改善も図れました。

図2 仲介的役割



私たちは、事件後、いろいろな方からカウンセリングを打診されました。このとき、「カウンセリングの専門家」というだけでは、いったいどのような支援を受けることができるのか、

全くわかりませんでした。支援弁護士の場合も同じです。当初、大阪弁護士会から50人体制で私たち遺族を含む池田小学校を支援するという申出がありました。私たちはそれを受け入れる事はできませんでした。たとえ専門家であっても、何のために接点を持つのか、その理由がはっきり理解できないまま、見ず知らずの人と関わりを持つこと自体、大変なエネルギーのいることでした。

長井先生とのつながりは、私たちが、今、まさに一番困っていることを解決し、その手助けをしてくれる人を探しているときに、私たちのニーズに一致する情報としての新聞記事を目にしたことから始まりました。

3. 寄り添う支援

事件発生直後から、私たちの生活状況にあわせた家族支援が必要でした。駆けつけた病院で娘の死と対面し、私たちが葬儀の準備のために自宅に帰るとき、送ってくれたのは大阪府警被害者対策室の女性警察官たちでした。わずか11日間でしたが、生活に関わることも含め、実に具体的な支援を受けられたと感じています。

その他にも事件直後から、私たちの気づかないところで、多くの支援の手が差し伸べられようとしていたのかもしれない。大阪府警被害者対策室から民間支援団体のパンフレットも、もらいました。しかし、その時は、私たちにどのような関わりを持つのか、想像さえできず、そのパンフレットはただの紙以外の何にもなり得ませんでした。

私たちの場合は、麻希のきょうだいが通っていた幼稚園に、子育て支援で関わっておられた、武庫川女子大学の臨床心理士であり、ソーシャルワーカーでもある、倉石哲也先生から家族支援を受けることを選びました。それは、以前から信頼する幼稚園の先生からの信頼のつながりでした。倉石先生が何をしている人なのか、どんな人なのか、幼稚園の先生を通じて、私たちにとって、顔の見える人になりました。

倉石先生は私たちの手に届くところで寄り添い、私たちが何を心配に思っているのか、話を聞き、何を望んでいるのかを一緒に考え、できることをわかりやすく提示してくれました。そして、少しずつでも、被害を受ける前まではできていたように、私たちの生活を自らが選び、決めていく作業を支えてくれました。そんな姿勢に安心感を抱いたのだと思います。決して「何でもおっしゃってください」、「カウンセリングを受けますか」とか「裁判の付添いに行きますよ」といった、マニュアル的な一方通行のコンタクトの仕方ではありませんでした。

最初は混乱した状況の中で大切な家族である遺されたきょうだいに、どのように接していけばいいのか、事件と麻希の死をどのように伝えたらいいのか、その具体的な対応を相談したことが始まりでした。やがては、家族カウンセリングだけではなく、事件現場の小学校での検証作業の付添い、また、刑事裁判の傍聴に出かける際のきょうだいのサポートにいたるまで、私たちのニーズに合わせ、時にはそれに適する人を紹介していただきながら、支援を受けることができました。それは事件から7年が過ぎた今でも続いています。

私たちを支えてくださったのは決して支援の専門家だけではありませんでした。それは、事件以前から関係のあった人、事件後に関係を築いた人、いずれも、私たちと同じ目線で、同じ歩調で寄り添ってくれました。

最後に

犯罪被害者のために具体的な施策や支援の取組が行われています。それら支援の手が被害者に届くためには、一般論ではない目の前にいる被害者が、何を感じ、何を考え、何を求めているのか、寄り添ってみてください。ちょうど、大切な家族を思いやるように。

私たち家族は犯罪被害者遺族になって、いろいろな方から慰め、励ましの言葉をかけられました。なかでも、学生時代の恩師からかけられた、心に温かく響き、慰められた言葉を紹介します。

「いつもあなたのことを想っていますよ。」

「あなたがた家族がこれからよくなるように祈っていますよ。」

犯罪被害者等施策は、犯罪被害者等一人ひとりの声が社会を動かして始まった施策です。施策の推進のためには、本書に述べられている具体的施策と併せて、国民の一人ひとりが犯罪被害者等の置かれた状況などについて理解を深めることが重要となります。

ここでは、本白書の作成に当たり、酒井様御夫妻からお寄せいただいた手記を紹介しました。なお、酒井様御夫妻と支援者による著書「附属池田小学校事件の遺族と支援者による共同発信『犯罪被害者支援とは何か』」では、酒井様御夫妻に押し寄せた多くの課題や波紋、あらゆる難題に向き合わなければならなかった実情などが詳しく紹介されています。

図1については、ミネルヴァ書房発行の上記著書を基に作成、図2については同書より引用。